

令和 7 年度佐賀県における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、県の機関による障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用機関

本方針を適用する機関は、知事部局、教育庁（県立学校を含む。）、県議会事務局、各種委員会、警察本部（警察署等を含む。）（以下「各所属」という。）とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく施設等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）
 - ①障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ②障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象とする物品等

別表に定める物品等とする。

6 調達の推進方法

- (1) 随意契約による調達

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項及び佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）に基づき、随意契約による調達を行うときは、予算

の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等から優先的に調達するものとする。

(2) 障害者就労施設等の受注能力等への配慮

障害者就労施設等への発注においては、納期や納入条件等の設定について、障害者就労施設等の受注能力等に充分配慮する。

(3) 各所属における調達額の拡大

各所属は、物品等の調達額が前年度の実績額を上回るよう計画的な発注に努めるものとする。

(4) 佐賀県共同受注支援窓口の設置と活用

ア 各所属が障害者就労施設等から物品等を円滑に調達できるよう、佐賀県共同受注支援窓口を設け、供給可能な物品等に関する情報提供及び受注調整を行う。

※佐賀県共同受注支援窓口（委託先：佐賀県障害者社会参加推進センター）

〒840-0851 佐賀市天祐1丁目8-5

Tel:0952-97-9856 Fax:0952-29-3918

(ホームページ)URL: <http://sien-madoguti.com/>

イ 各所属は障害者就労施設等からの物品等の調達に関する情報収集及び受注調整に当たっては、佐賀県共同受注支援窓口を積極的に活用するものとする。

(5) 障害者就労施設等の供給能力向上のための支援

障害者就労施設等に対しては、佐賀県共同受注支援窓口を通じて県による物品等の調達に関する情報提供を積極的に行うとともに、入札参加資格取得の促進や供給能力向上のための取組等への支援を行う。

7 調達方針及び調達実績の公表

本方針及び本方針に基づく物品等の調達実績は、毎年度県ホームページにより公表する。（公表時期：調達方針…前年度3月末、調達実績…翌年度7月末）

8 調達の目標

令和7年度の障害者就労施設等からの物品等の調達目標額は、55,000千円とする。

9 その他

- (1) 入札参加資格等において障害者法定雇用率達成事業所を優先するなど、公契約における障害者の就業を促進するための措置を行う。
- (2) 障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、職員個人や親睦会等においても、率先して障害者就労施設等からの物品の購入等の促進に努める。（定期的な注文販売、昼食弁当などの購入、庁舎等での定期的な販売会など）
- (3) 市町との連携を図りながら、障害者就労施設等への発注促進を全県的に推進する。
- (4) 指定管理者に対しても、障害者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

別表

※注

	品目	項目
物 品	事務用品	ゴム印、文具
	食料品・飲料	パン、弁当(会議用など)、カレー、菓子類、米、野菜、果物、お茶の葉
	小物雑貨	種苗(野菜・花)、生花、木工品、陶磁器、財布、小物入れ、アクリルたわし、ストラップ、手作りカレンダー、絵画、非常食(防災用)
	その他の物品	木製の机、木製の椅子、横断幕、旗、のぼり旗、立て看板、チョーク、石灰、EMぼかし
役 務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	クリーニング	クリーニング
	清掃・施設管理	清掃、除草、樹木伐採、洗車、駐車(輪)場管理
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こし
	その他のサービス・役務	仕分・発送、紙折・封入作業、袋詰、包装、イラスト作成、縫製、資源回収・分別

- (1) 上記物品等の調達にあたっては、別添を参考に障害者就労施設に対して優先発注を行うこと。
- (2) 上記物品等の発注にあたって受注可能な障害者就労施設の有無等の確認が必要な場合には、事前に佐賀県共同受注支援窓口又は障害福祉課就労支援室に照会すること。